

被災者支援制度のご案内

(令和6年台風10号)



(令和6年9月4日 第02版)

本資料の情報は令和6年9月3日17時時点の情報に基づくものです。
今回の災害に関する最新の支援情報は市公式HPよりご確認ください。

右は、「令和6年台風10号支援情報(り災証明,被災届出証明書,災害見舞金など)のご案内」へのリンク→



この度の令和6年台風10号で被害を受けた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された静岡市民の方々の生活復旧支援のための情報をまとめたものになります。

一日でも早い生活再建のための一助としていただければ幸いです。

※制度によっては、申込の要件や期限があるものもあります。ご注意ください。

※各種制度の内容については、一覧表に記載されているそれぞれの担当課にお問い合わせください。

◆市民局生活安全安心課

もくじ

1	り災証明	4
1-1.	り災証明書の発行	4
2	住まい・暮らし	5
2-1.	災害見舞金の支給	5
2-2.	災害弔慰金の支給	6
2-3.	被災者自立生活再建支援補助金の支給	6
2-4.	災害障害見舞金の支給	7
2-5.	災害援護資金の貸付について	7
2-6.	児童扶養手当の特別措置	8
2-7.	母子父子寡婦福祉資金貸付金	8
2-8.	住宅の修理や一時的な住まい など	8
①	住宅の緊急修理	8
②	住宅の応急修理	9
③	災害復興住宅融資	9
④	市営住宅の一時使用	9
2-9.	住居内の土石等の撤去について	10
2-10.	災害ごみの処分	11
2-11.	災害時防疫用薬剤の配布	11
2-12.	生活必需品の給与又は貸与	12
2-13.	被災届出証明書	13
3	税金・保険料	14
3-1.	国民年金保険料の減免	14
3-2.	国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免	14
3-3.	後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免	15
3-4.	介護保険料の減免	15
3-5.	市県民税の減免	16
3-6.	納税の相談	16
3-7.	固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免	16
3-8.	市県民税の雑損控除	17
4	子ども・教育	18
4-1.	保育料の減免	18
4-2.	学用品の給与	18
5	各種相談窓口	19
5-1.	災害ボランティア依頼窓口	19

5-2. 静岡市社会福祉協議会による相談窓口.....	19
5-3. その他の各種相談窓口.....	20
①市民相談.....	20
②消費生活相談.....	20
③女性のための総合相談.....	20
④にじいろ電話相談.....	20
⑤メンズほっとライン静岡.....	20
⑥人権相談.....	20
⑦多言語相談窓口.....	21
⑧司法書士総合相談センターしずおか.....	21
⑨り災証明書の交付申請支援.....	21
⑩こころの健康に関する相談.....	21
⑪健康相談.....	21
⑫栄養相談.....	22
⑬歯科相談.....	22

1 り災証明

1-1. り災証明書の発行

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> り災証明書の発行	<p>り災証明書とは、被災した住家(お住まい)等の被害の程度を、市が調査し証明するもので、各種公的な被災者支援策等を受ける場合に必要となります。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書交付申請書 ・本人確認書類(運転免許証等の顔写真のあるもの) ・自己判定方式を希望する場合は被害状況の分かる写真(建物の全景(周囲4面)、表札、被害箇所) ・被災家屋に住民登録がない場合は、居住していることが分かる書類(公共料金の写しなど) ・委任状(被災した世帯以外の方が申請する場合) <p>※申請方法等詳細については、市ホームページまたは問合せ先へご確認ください。</p>	<p>【葵区・駿河区】 静岡庁舎新館2階 市民税課企画指導係 054-221-1558</p> <hr/> <p>【清水区】 清水庁舎2階 清水市税事務所市民税係 054-354-2072～2075</p>

2 住まい・くらし

2-1. 災害見舞金の支給

項目	内容	問合せ先
□ 災害見舞金の支給	<p>静岡市災害見舞金の受付を行い、支給します。窓口へ直接、または郵送でお手続きください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 <u>全壊・半壊・床上浸水</u></p> <p>●<u>窓口の場合【現金交付】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・来庁される方の本人確認書類 ・り災証明書(写し可) 	<p>【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343</p>
	<p>●<u>郵送の場合【世帯主の口座へ振込】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・り災証明書(写し可) ・災害見舞金交付申出書【郵送用】 ・口座が確認できるもの(通帳の写し等) 	<p>【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697</p>
	<p><u>便槽浸水</u>【世帯主の口座へ振込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便槽浸水による災害見舞金交付申出書 ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・臨時くみ取りが明記された領収書(写し) ・口座が確認できるもの(通帳の写し等) <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p>	<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024</p>

2-2. 災害弔慰金の支給

項目	内容	問合せ先
□ 災害弔慰金の支給	<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害弔慰金を支給します。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p>	<p>【葵区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024</p>

2-3. 被災者自立生活再建支援補助金の支給

項目	内容	問合せ先
□ 被災者自立生活再建支援補助金の支給 ※加算支援金は、基礎支援金受給世帯が対象です(中規模半壊除く)。	<p>災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者自立生活再建支援補助金の申請を受け付けます。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(原本) ・住民票 ・預金通帳の写し など 	<p>【葵区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024</p>

2-4. 災害障害見舞金の支給

項目	内容	問合せ先
□ 災害障害見舞金の支給	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 など 	<p>【葵 区】</p> <p>地域総務課(葵区役所1階)</p> <p>054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>地域総務課(駿河区役所3階)</p> <p>054-287-8697</p>
		<p>【清水区】</p> <p>地域総務課(清水区役所4階)</p> <p>054-354-2024</p>

2-5. 災害援護資金の貸付について

項目	内容	問合せ先
□ 災害援護資金の貸付 ■ 申込期限のお知らせ ■ 令和6年12月2日	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金借入申込書 ・り災証明書(原本) など 	<p>【葵 区】</p> <p>地域総務課(葵区役所1階)</p> <p>054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>地域総務課(駿河区役所3階)</p> <p>054-287-8697</p>
		<p>【清水区】</p> <p>地域総務課(清水区役所4階)</p> <p>054-354-2024</p>

2-6. 児童扶養手当の特別措置

項目	内容	問合せ先
□ 児童扶養手当の特別措置	<p>児童扶養手当の所得制限を受け、支給停止となっている方が、住宅等を2分の1以上被災された場合、所得制限を一時的に解除し、全額支給される場合があります。ご相談ください。</p> <p>※お住いの区の窓口で手続きをお願いします。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当被災状況書 ・り災証明書(写し可) 	<p>【葵 区】</p> <p>子育て支援課(葵区役所2階)</p> <p>054-221-1093</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>子育て支援課(駿河区役所2階)</p> <p>054-202-5815</p>
		<p>【清水区】</p> <p>子育て支援課(清水区役所1階)</p> <p>054-354-2120</p>


2-7. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

項目	内容	問合せ先
□ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、支払い猶予期間を設けることができます。ご相談ください。</p> <p>※貸付を受けた区の窓口で手続きをお願いします。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(写し可) 	<p>【葵 区】</p> <p>子育て支援課(葵区役所2階)</p> <p>054-221-1093</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>子育て支援課(駿河区役所2階)</p> <p>054-202-5815</p>
		<p>【清水区】</p> <p>子育て支援課(清水区役所1階)</p> <p>054-354-2120</p>

2-8. 住宅の修理や一時的な住まい など

項目	内容	問合せ先
□ ①住宅の緊急修理	<p>降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等の展張をしたり、損傷を受けた窓ガラスへのベニア板による簡易補修等をしたる場合、その施工費用について、市が直接修理業者へ支払う制度です。</p> <p>◆対象者要件</p> <p>災害により準半壊以上相当の被害を受けた方</p> <p>◆支援内容</p> <p>業者に資材調達から工事まで依頼した場合:5万円以内</p>	<p>○問合せ・申込み先</p> <p>【静岡庁舎】</p> <p>建築安全推進課</p> <p>(静岡庁舎新館5階)</p> <p>054-221-1371</p>


		※被害状況が分かる写真を必ずご用意ください。	
□	②住宅の応急修理	<p>日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活ができるよう支援する制度です。この制度は、対象となる応急修理工事に係る費用について市が直接修理業者に支払うものです。工事代金が精算後の場合は、制度の利用ができません。</p> <p>※修理工事は、原則、現状復旧が対象です。詳しくは建築安全推進課までお問い合わせください。</p> <p>◆対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明で準半壊以上の被害認定を受けた方 ・自らの資力では修理ができない方 <p>◆支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準半壊:34万3千円以内 ・半壊以上:70万6千円以内 <p>※被害状況が分かる写真をご用意ください。</p>	<p>○問合せ・申込み先 【静岡庁舎】 建築安全推進課 (静岡庁舎新館5階) 054-221-1371</p>
□	③災害復興住宅融資	<p>(1)災害復興住宅融資 (2)高齢者向け返済特例</p> <p>※融資の相談を受け付けます。建築安全推進課までお問い合わせください。</p> <p>※災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている方が対象です。</p>	<p>○相談申込み先 建築安全推進課 (静岡庁舎新館5階) 054-221-1371</p> <p>○相談後の手続き先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター (災害専用ダイヤル) 0120-086-353(通話無料)</p>
□	④市営住宅の一時使用	<p>浸水等により自宅への居住が困難となった方に対して、市営住宅の空き室を一時的に貸し出します。</p> <p>ただし、貸し出す部屋には原則、家電、生活用品などはありません。また、団地の指定はできず、申込みから入居</p>	<p>○問合せ、申込み先 住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1132</p> <p>○手続き先 静岡市まちづくり公社 【葵区・駿河区】 054-221-1253</p>

	<p>まで日数がかかります。</p> <p>※詳細は、住宅政策課管理係までお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(写し可) ・住民票 	<p>【清水区】</p> <p>054-354-2238</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p>WEB 申込連絡</p>  </div>
--	---	---

2-9. 住居内の土石等の撤去について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 障害物の除去	<p>住居内や玄関等に運ばれた土石、竹木等により、日常生活を営むことができない状態にある場合に、これらの障害物を必要最小限度で市が除去します。</p> <p>※借上げ型応急住宅制度との併用利用はできません。</p> <p>◆対象者要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊以上または床上浸水の被害を受けた方 2 自らの資力では当該土石等を除去することができない方 <p>◆除去の対象場所</p> <p>居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所</p> <p>◆費用の限度額</p> <p>1世帯あたり 138,700 円※</p> <p>※金額に変更が生じる場合があります。 (上記の金額を超える部分は自己負担となります。)</p> <p>◆救助期間</p> <p>災害発生の日から 10 日以内</p>	<p>建築総務課(静岡庁舎新館5階)</p> <p>054-221-1050</p>

2-10. 災害ごみの処分

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害ごみの処分	<p>台風第 10 号により発生した災害ごみの取り扱いにつきましては、収集業務課(054-221-1365)までお問い合わせください。</p> <p>災害ごみの中で以下の1~3を全て満たす場合は、週2回の可燃ごみ収集日に集積所に出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭から出たもの 2 燃えるごみに分類されるもの 3 少量(ごみ袋で 10 袋以内)のもの <p>上記に該当しない災害ごみは、戸別収集の依頼を受け付けますので、WEB又は電話でお申込みください。</p> <p>災害ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、身分証明書及びり災証明書等をご提示ください。</p>	<p>○戸別収集に関すること 収集業務課(静岡庁舎新館 13 階) 054-221-1365 沼上収集センター 054-264-1900 清水収集センター 054-366-2751</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p>WEB申込み</p>  </div> <p>○清掃工場への持込みについて 沼上清掃工場 054-262-4015 西ヶ谷清掃工場 054-296-0054</p> <p>【清掃工場受入時間】 平日:8時 30 分~12 時、 13 時~16 時 土曜:8時 30 分~12 時</p>

2-11. 災害時防疫用薬剤の配布

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害時防疫用薬剤の配布	<p>床上浸水した家屋に対し、原則自治会又は町内会を通し、市から消毒剤を提供します。自治会等で対応できない場合は直接お問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 ・災害時防疫用薬剤提供要望書</p> <p>8時 30 分~17 時 15 分(平日)</p>	<p>※消毒方法等の相談は、随時受け付けております。</p> <p>生活衛生課 (城東保健福祉エリア 保健所棟2階) 054-249-3155</p>

2-12. 生活必需品の給与又は貸与

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 生活必需品の給与 又は貸与	<p>住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難となった方に対し、生活必需品を現物給与又は貸与します。</p> <p>【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可)</p>	産業政策課(清水庁舎5階) 054-354-2313

2-13. 被災届出証明書

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 被災届出証明書	<p>被災届出証明書の発行を行います。 自然災害により動産(構築物、車両、家財等)に被害を受けたことについて届けた旨の証明をするものです。</p>	<p>【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343</p>
	<p>※この証明書は、被災の状況を市に届けた事実を証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。</p> <p>※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</p> <p>※制度については、市民自治推進課(054-221-1265)へお問い合わせください。</p>	<p>【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697</p>
	<p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災届出証明願 ・被害状況が分かる写真(印刷された写真を提出(返却なし)) ・届出者の本人確認書類 	<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024</p>

3 税金・保険料

3-1. 国民年金保険料の減免

項目	内容	問合せ先
□ 国民年金保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 など ・保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し(保険金・損害賠償金等が支給される場合) ・委任状(本人以外が手続きする場合) ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。	【葵 区】 保険年金課(葵区役所1階) 054-221-1065
		【駿河区】 保険年金課(駿河区役所2階) 054-287-8624
		【清水区】 保険年金課(清水区役所1階) 054-354-2134

3-2. 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免

項目	内容	問合せ先
□ 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※お住いの区の窓口で手続きをお願いします。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※り災証明書などの書類は、後日の提出でも可能です。	【葵 区】 保険年金課(葵区役所1階) 054-221-1070
		【駿河区】 保険年金課(駿河区役所2階) 054-287-8612
		【清水区】 保険年金課(清水区役所1階) 054-354-2141

3-3. 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免

項目	内容	問合せ先
□ 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。	【葵 区】 保険年金課(葵区役所1階) 054-221-1070
	【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※り災証明書などの書類は、後日の提出でも可能です。	【駿河区】 保険年金課(駿河区役所2階) 054-287-8612
		【清水区】 保険年金課(清水区役所1階) 054-354-2208

3-4. 介護保険料の減免

項目	内容	問合せ先
□ 介護保険料の減免	災害により被害を受け、その損害の程度により介護保険料が減免される場合があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。どの区の窓口でも手続きできます。	【葵 区】 高齢介護課(葵区役所2階) 054-221-1180
	【申請に必要なもの】 ・介護保険料減免申請書(添付書類) ・り災証明書(写し可) ・保険金等の補填がある場合、その金額が分かる書類 ※添付書類は後日提出でも可	【駿河区】 高齢介護課(駿河区役所2階) 054-287-8679
		【清水区】 高齢介護課(清水区役所1階) 054-354-2110

3-5. 市県民税の減免

項目	内容	問合せ先
□ 市県民税の減免	<p>市県民税の減免に関する相談を伺います。</p> <p>災害により被害を受け、生活が困窮するため、市・県民税の納付が極めて困難と認められる場合、減免されることがあります。</p> <p>※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。</p>	<p>【葵 区】</p> <p>市民税課(静岡庁舎新館2階)</p> <p>054-221-1041</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>市民税課(静岡庁舎新館2階)</p> <p>054-221-1542</p>
		<p>【清水区】</p> <p>清水市税事務所(清水庁舎2階)</p> <p>054-354-2072</p>

3-6. 納税の相談

項目	内容	問合せ先
□ 納税の相談	<p>災害により被害等を受け、納税が難しい場合は、ご相談ください。</p>	<p>【葵 区】</p> <p>納税課(静岡庁舎新館3階)</p> <p>054-221-1035</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>納税課(静岡庁舎新館3階)</p> <p>054-221-1531</p>
		<p>【清水区】</p> <p>清水市税事務所(清水庁舎2階)</p> <p>054-354-2092</p>

3-7. 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免

項目	内容	問合せ先
□ 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免	<p>固定資産税の減免に関する相談を伺います。</p> <p>災害により被害を受け、その損害の程度により固定資産税が減免される場合があります。</p> <p>※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。</p>	<p>【葵 区】</p> <p>固定資産税課</p> <p>(静岡庁舎新館2階)</p> <p>土地:054-221-1046</p> <p>家屋:054-221-1047</p> <p>償却資産:054-221-1048</p>
		<p>【駿河区】</p> <p>固定資産税課</p> <p>(静岡庁舎新館2階)</p> <p>土地:054-221-1546</p> <p>家屋:054-221-1547</p> <p>償却資産:054-221-1048</p>
		<p>【清水区】</p>

			清水市税事務所(清水庁舎2階) 土地:054-354-2080 家屋:054-354-2082 固定資産税課 償却資産:054-221-1048
--	--	--	--

3-8. 市県民税の雑損控除

項目		内容	問合せ先
□	市県民税の雑損控除	<p>個人が所有する資産(住家、家財等)に損害を受けた場合には、確定申告(又は市県民税申告)を行うことで、個人の市民税・県民税の軽減措置を受けられる場合があります。</p> <p>※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。</p>	【葵 区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1041
			【駿河区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1542
			【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2072

4 子ども・教育

4-1. 保育料の減免

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 保育料の減免	<p>認定こども園、保育所、小規模・事業所内保育施設を利用する世帯について、災害により居住する建築物が著しい損害(全壊・半壊等)を受けた場合、利用者負担額(保育料)が減免される場合があります。ご相談ください。</p> <p>【提出期限】 令和6年10月31日(木)</p>	幼保支援課(清水庁舎9階) 054-354-2630

4-2. 学用品の給与

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 学用品の給与	<p>小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等に就学している児童・生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)について、災害により居住する建築物が著しい損害(全壊・半壊・床上浸水等)を受けた場合、学用品(教科書等)の給付が受けられる場合があります。ご相談ください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可)</p>	申請の詳細については、在籍する学校へお問い合わせください。

5 各種相談窓口

5-1. 災害ボランティア依頼窓口

項目	内容	被災された方の問合せ先
災害ボランティア関係窓口	浸水した家財の片づけや清掃等にボランティアの手を借りたい方は、静岡市社会福祉協議会の各区ボランティアセンターにて、ご相談をお受けしています。 お住まいの区の窓口ご連絡ください。 【受付時間】9時～17時(平日のみ)	【葵区にお住まいの方】 054-249-3183
		【駿河区にお住まいの方】 054-291-5288
		【清水区にお住まいの方】 054-371-0290

5-2. 静岡市社会福祉協議会による相談窓口

項目	内容	問合せ先
生活福祉資金の貸付を含む生活困窮の相談	生活困窮者の総合相談 ※お住いの区の窓口にて手続きをお願いします。	【葵区】 暮らし・しごと相談支援センター (城東保健福祉エリア内) 054-249-3210
		【駿河区】 暮らし・しごと相談支援センター (地域福祉共生センター「みなくる」内) 054-286-9550
		【清水区】 暮らし・しごと相談支援センター (清水社会福祉会館はーとぴあ清水内) 054-371-0305

5-3. その他の各種相談窓口

項目	内容	問合せ先
①市民相談	<p>各区役所の市民相談室において、日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談に対応します。</p> <p>複雑な相談内容や、専門家の助言が必要な場合には、「専門機関による特別相談」をご案内します。</p> <p>※専門機関による特別相談については予約が必要なものがあります。</p>	<p>葵区市民相談室 (葵区役所 1 階) 054-221-1053</p> <p>駿河区市民相談室 (駿河区役所 3 階) 054-287-8698</p> <p>清水区市民相談室 (清水区役所 4 階) 054-354-2036</p>
②消費生活相談	<p>商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けます。</p> <p>9時～16時(平日のみ)</p>	<p>静岡市消費生活センター 054-221-1056 (相談専用)</p> <p>【静岡窓口】静岡庁舎1階 【清水窓口】清水庁舎4階</p>
③女性のための総合相談	<p>女性の相談員による電話相談を行います。</p> <p>9時～13時、14時～17時(火・水・金) 9時～11時、14時～17時(木) 9時～13時(土)</p>	<p>相談専用ダイヤル 054-248-1234</p>
④にじいろ電話相談	<p>性的マイノリティの方、多様な性について相談したい方の電話相談を行います。</p> <p>14時～17時(毎月第2土曜日)</p>	<p>相談専用ダイヤル 054-248-2216</p>
⑤メンズほっとライン静岡	<p>人間関係、暮らし、健康など男性の抱える悩みを電話でお聞きします。</p> <p>19時～21時 (毎月第2・4火曜日(祝日除く))</p>	<p>相談専用ダイヤル 054-274-0105</p>
⑥人権相談	<p>差別やいじめなどの人権侵害についての電話相談を行います。</p> <p>8時30分～17時15分(平日のみ)</p>	<p>「みんなの人権 110 番」 0570-003-110</p> <p>「こどもの人権 110 番」 0120-007-110</p> <p>「女性の人権ホットライン」 0570-070-810</p>

⑦多言語相談窓口	<p>外国語や、やさしい日本語で、相談できます。</p> <p>8時30分～17時15分(月～金曜日)</p>	<p>静岡市多文化共生総合相談センター</p> <p>静岡庁舎 17階 清水庁舎2階 駿河区役所3階(月曜のみ)</p> <p>054-273-5931 または 054-354-2009</p>
⑧司法書士総合相談センターしずおか	<p>○司法書士による無料電話相談 相談センターの司法書士が、直接電話で対応します。</p> <p>14時～16時(月～金曜日)</p>	<p>静岡県司法書士会 無料電話相談 054-289-3704</p>
	<p>○無料面談相談の予約 電話で司法書士との無料面談日時を予約できます。</p> <p>予約受付時間:9時～17時(月～金曜日)</p>	<p>静岡県司法書士会 無料面談の予約 054-289-3700</p>
⑨り災証明書の交付申請支援	<p>被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。</p> <p>受付:9時30分～16時30分(平日)</p>	<p>静岡県行政書士会 054-254-3003</p>
⑩こころの健康に関する相談	<p>災害をきっかけに眠れない、不安になる、落ち着かない等の心の悩みに対して専門職によるメンタルヘルス相談を行います。</p>	<p>こころの健康センター 054-262-3011</p>
⑪健康相談	<p>妊産婦健康相談、育児相談、成人・高齢者健康相談など、保健師等による健康相談</p> <p>※最寄りの保健福祉センターへご相談ください。</p>	<p>【葵区】 各保健福祉センター 城東 054-249-3180 東部 054-261-3311 北部 054-271-5131 藁科 054-277-6712</p>
		<p>【駿河区】 各保健福祉センター 南部 054-285-8111 大里 054-288-1111 長田 054-259-5112</p>

		【清水区】 各保健福祉センター 清水 054-348-7711 蒲原 054-385-5670
⑫栄養相談	管理栄養士による栄養相談(疾病予防等 のための食生活に関する相談) ※お住まいの区の健康支援課へご相談くだ さい。	【葵区】 健康支援課 054-249-3196
		【駿河区】 健康支援課 054-285-8377
		【清水区】 健康支援課 054-348-7981
⑬歯科相談	歯科衛生士による歯科相談	口腔保健支援センター (城東保健福祉エリア) 054-249-3175

災害に便乗した悪質商法にご注意ください

台風などの災害が発生した際は、それに便乗した悪質商法（悪質な点検商法やレッカーサービス、義援金・寄付金詐欺など）が発生します。
消費者トラブルでお困りの際は消費生活センター（[5-3. その他の各種相談窓口②](#)）へご相談ください。

詳しくはこちら（市HP「災害に便乗した悪質商法にご注意ください！」）

